

令和 6 年度 第 4 回加東市農業委員会総会（6 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 6 月 20 日（木）午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘	2：－	3：田中 豊	4：小西輝明
	5：高見秀人	6：伊澤敏喜	7：井上 弘	8：下山泰三
	9：小林二城	10：大畑眞司	11：藤原義弘	12：藤川克弘
	13：柏木和博	14：田尻倫生	15：藤浦春治	
	①：－	②：田中重信	③：黒石剛史	④：時本 司
	⑤：山口康博	⑥：末廣信久	⑦：松本敏夫	⑧：古丸 剛
	⑨：末廣義隆	⑩：谷口武徳	⑪：久保儀人	⑫：小薮富也
欠席委員	2：藤原準一郎 ①：村上雅信			
議事録署名委員	6：伊澤敏喜 7：井上 弘			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 17 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	4 件
第 18 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 19 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	2 件
第 20 号議案	非農地証明願いの承認について	2 件
第 21 号議案	農用地利用集積計画の決定について	8 件

5 報告

報告第 5 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 6 号	農地の賃借の合意解約通知について	2 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 4 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、3 番 田中農業委員さん、5 番 高見農業委員さん、4 番 時本推進委員さん、5 番 山口推進委員さん、6 番 末廣推進委員さん ご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしく願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、6 番 伊澤農業委員さん、7 番 井上農業委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 17 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が困難なことから、親族である譲受人に売却の申入れをし、申請をする経緯となりました。申請地は譲受人の所有地に隣接しており、経営規模拡大のために農地を譲り受ける予定です。譲受人の農業経験は約 20 年で、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、後継者が不在であること、また体調面で耕作が困難なことから、知人である譲受人に売却の申入れをし、申請をする経緯となりました。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、耕作に便利のため、自家菜園として農地を譲り受ける予定です。譲受人の農業経験は約 50 年で、農機具もリースにより確保しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており、管理ができないことから、親族である譲受人に売却の申入れをし、申請する経緯となりました。申請地は譲受人の所有地に隣接しており、経営規模拡大のために農地を譲り受ける予定です。譲受人の農業経験は約 50 年で、農機具も所有しているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、高齢であること、また農機具の老朽化などにより、1 人で管理することができないことから、知人である譲渡人に売却の申入れをし、申請する経緯となりました。譲受人は、現在、耕作はしていませんが、過去に今回と同程度の面積でさつまいもを栽培し、出荷していた実績もあり、今後についても、さつまいもを栽培し、以前と同じ所への出荷を予定しております。耕作者数は 1 名となっていますが、知人の手伝いなど人員の確保はできているほか、耕運機を購入する旨を確認しており、耕作は可能であると見込まれます。 以上 4 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。第 17 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 17 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 18 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請人は、現在、古民家を喫茶店へ改修する工事を進めており、約 2 か月後に完成予定となっています。当該喫茶店の規模において 6 台分の駐車スペースが必要となり、申請をされました。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は地区外となっております。
	以上 1 件の転用申請につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の南東約 300m の位置にあり、現場は田でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。第 18 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 18 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲受人は、現在、***に居住していますが、この度、***の造園会社に就職したことにより申請地の隣の住宅を購入しました。しかし、購入した住宅と道路との間にある住宅敷地と認識していたスペースが農地のままと判り、本申請に至りました。駐車スペースにおいても、3 台分は必要であるという条件にも合致したことで、用地を選定しております。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。
	番号 2、譲受人は、現在、妻、子どもとともに申請地の近隣で両親と生活しております。今回、子どもの成長に伴い、手狭となったことにより、両親の農業も手伝いながら生活することを考慮した結果、実家近くでの住宅建築を申請する経緯となりました。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。
	以上 2 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。

現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。 番号 1 は***の北西約 180m の位置にあり、現場は保全管理地でありました。 番号 2 は***の南西約 200m の位置にあり、現場は畑でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。第 19 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 19 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長 事務局	第 20 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、申請地は、平成 4 年頃の住宅建築時に建物移転をした際、一部が申請地に被っており、この度、息子さんの住宅建築にあたり判明したものです。登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 番号 2、申請地は、昭和 50 年頃から倉庫が建っており、相続を経て、知人に倉庫と土地を譲ることにあたり、登記しようとしたところ、農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっております。 以上 2 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。 調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の南西約 180m の位置にあり、現場は宅地でありました。 番号 2 は***の南東約 100m の位置にあり、現場は宅地でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。第 20 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 20 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 21 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。 賃貸借権が 3 件、16 筆、22,842 m ² 、使用貸借権が 5 件、12 筆、13,979 m ² 、合計 8 件、28 筆、36,821 m ² に利用権が設定され、6 月 28 日に公告される予定です。説明は以上です。

議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 21 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 21 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 5 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、農地を露天駐車場にする届出を受理しました。
	添付書類等は完備していましたので、専決処理により、5 月 20 日付で受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 6 号「農地の賃借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は他の人が耕作する予定です。
	番号 2、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は他の人が耕作する予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重に審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下の 2 点について説明。
	・農業委員会地区別交流研修会の案内
	・第 1 回農地パトロールの実施予定について（事前連絡）
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 4 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 伊澤 敏喜

議事録署名委員 井上 弘
